

論点に対する回答

分野	法人設立手続のデジタル完結について
省庁名	総務省
以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。	
<p>日本経済団体連合会や新経済連盟による法人設立手続の簡素化に関する要望も踏まえ、デジタル臨時行政調査会において進められている「デジタル原則」への適合性の点検・見直し作業の先行的取組として、法人設立手続のデジタル完結（行政機関の判断の精緻化・自動化を含む）に取り組むべきと考える。</p>	
<p>【論点 1】</p> <p>法人設立ワンストップサービスの対象手続について、行政機関内部の業務フローのなかで、行政機関による判断が必要な業務（審査業務等）はあるか。ある場合、どのような業務において、どのような判断を行っているのかについて、御説明願いたい。</p>	
<p>【回答 1】</p> <p>法人設立ワンストップサービスの対象となる地方税務手続は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人設立・設置届出書（都道府県） ・ 法人設立・設置届出書（市区町村） ・ 申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書 ・ 事業所等新設申告書 <p>となっており、これらの届出等については、法人設立ワンストップサービスを経由した上で、eLTAX（地方税ポータルシステム）を通じて地方団体にデータが届くもの。</p> <p>基本的に、地方団体においては、受信したデータのエラー等をチェックし、問題なければ基幹税務システムにデータを取り込むものであり、地方団体による判断が必要な審査業務等はない。</p>	
<p>【論点 2】</p> <p>（論点 1 で、行政機関による判断が必要な業務がある場合）</p> <p>論点 1 で示された行政機関の内部業務について、デジタル代替（デジタル</p>	

技術を活用した判断の精緻化、自動化)の可能性について御説明願いたい。

デジタル代替の実現にあたっては、一定の条件を設け、リスク化が高く嚴重に審査を行うべき法人と、リスクが低く定型的な審査で十分な法人を分類したうえで、当初は自動化の対象を相対的にリスクが低い法人に絞り込み、徐々にその範囲を拡大していくなど、段階的に完全なデジタル代替を目指すことも含めて検討いただきたい。

【回答2】

—